

5 3 東栄町

2017年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

「回答」介護保険については平成 30 年 4 月から 8 市町村が統合され、東三河広域連合となるため保険料含め、現在検討中です。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

「回答」①に同じ

(2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

「回答」専門知識を持った職員がいなかったための配置は困難です。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

「回答」現在、新規申請者についてはすべて要介護認定申請を行っており、更新申請のみ地域包括支援センターの判断で基本チェックリストか要介護認定申請かに振り分けを行っています。

平成 30 年 4 月からは東三河広域連合に統合されるため実施方法については現在検討中です。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

「回答」必要な職員の確保が困難なため新規の福祉施設建設は困難です。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

「回答」施設との調整が必要です。

(4)総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

「回答」現在、現行相当サービス以外のサービスを行っていないため、継続利用となっています。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

「回答」必要な事業費の確保に努めます。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

「回答」多機能型拠点施設への助成は実施しています。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

「回答」現在、住宅改修については実施しています。福祉用具については住宅改修に比べて安価なため行っていません。高額介護サービス費は施設入所の方が対象となる案件が多いため調整や本人の同意が必要です。受領委任払いについては平成 30 年 4 月からの統合に向けて東三河広域連合で検討中です。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

「回答」平成 28 年 12 月 1 日からすべての要介護認定者を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

「回答」医師の意見書による判断が必要ですので、すべての要介護認定者への確認作業をする手間

がありません。現在は申請のあった必要な方へ送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

「回答」医療費の推移を注視し、国保基金化からの繰入を適宜行い、保険料が急激に上がらないように配慮しています。一般会計からの法定外繰入れは、行っていません。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

「回答」子育て支援医療制度の拡充をしたため、減免制度の実施は考えていません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

「回答」資格証明書の発行は行っていません。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

「回答」短期保険証の交付は、内規により最長3か月の有効期限としています。差し押さえは行っていません。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

「回答」法令等に準じて適用をしていきます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。

「回答」広島高裁判決を無視してまでの差押え禁止財産の差押えは考えていません。

実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

「回答」地方税法及国税徴収法等関係法令に基づいて事務を行います。税以外の担当課とも連絡を密にし、滞納世帯に対し納税の理解を求め、実情に応じて計画的に納付できるよう徴収等の工夫をしています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

「回答」生活保護法に基づき、県福祉事務所と連携を図り適正な対応に努めます。役場窓口への相談段階で、追い返すような対応はしていません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

「回答」県の福祉事務所が所管となっております。月に1度は、役場職員と県のケースワーカーで訪問し、必要に応じて支援・指導している。

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

「回答」生活保護法に基づかない資産調査は実施しておりません。

④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

「回答」保護実施機関(県)の判断であり、町独自の支給は考えていません。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

「回答」現状維持を考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

「回答」昨年度から18歳年度末まで拡充をしています。ただし、高校生等は、県内、県外受診とも償還払いとしています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

「回答」昨年度から、一般傷病も対象としております。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

「回答」要保護児童対策会議において情報を共有し、必要な支援を行っている。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

「回答」生活保護基準を採用していない。(市町村民税の非課税) 周知方法や支給内容の拡充・新学期開始前の入学準備金支給など今後検討します。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

「回答」支援団体なし。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

「回答」無償化する予定なし。給食費の未納者なし。

(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

「回答」現在、長時間保育、未満児保育にも対応した新設保育園の整備を進めています。

(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

「回答」保育士の配置は、基準以上です。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

「回答」グループホームは町内にはなく、北部圏域でも不足している。入所・通所施設は町内にあるが、町では稼働している社会資源と連携を図り、圏域内で面的整備を進めている。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるよ

うにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

「回答」現状の移動支援は、通所や通学での利用はできないが、町単独で交通費の助成制度を設けている。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

「回答」今のところ無償化は考えておりません。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

「回答」介護保険サービスを優先することになります。本人・家族によく説明し、介護認定申請を進めています。

1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

「回答」申請方式のため、介護の申請をしなければ、それまでの障害福祉サービスを継続することができる。打ち切るようなことはしません。

2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

「回答」利用者によく相談のうえ支給時間を調整する予定です。

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

「回答」相談支援事業を委託し、病院内の支援を含め専属で1名確保し、丁寧な対応ができています。

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

「回答」町内にグループホームはありません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

「回答」町内の医療介護施設への就職する介護職員等に対し、準備金を交付する制度を設け、人材不足解消に努めている。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

「回答」流行性耳下腺炎、ロタウイルスワクチンは平成25年4月から、また子どものインフルエンザについては、今年度より生後満6か月から中学3年生までを対象に助成を行っています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

「回答」今のところ、一部負担(定期接種)の無料、2回目の接種を任意予防接種事業の対象の予定はありません。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額

国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上